

## ◎新潟県告示第953号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

平成26年6月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

### 1 信濃川特定猟具使用禁止区域

#### (1) 目的

危険防止のため

#### (2) 区域

新潟市中央区万代地内の国道7号線萬代橋東詰を起点とし、ここから同国道を新潟駅方面に進み、県道新潟小須戸三条線との交点に至る。ここから同県道を南西に、万代、八千代、幸西、上所、新光町、網川原、鳥屋野を経て信濃川右岸に沿って進み、県道新潟寺泊線との交点に至る。ここから同県道を西に進み、信濃川大橋を渡り、国道8号線との交点に至る。ここから同国道を北東に進み、新潟黒崎インターチェンジを通過し、県道新潟黒崎インター線に進み、小新、平島を経て青山地内で県道新潟亀田内野線との交点に至る。ここから同県道を東に進み、関屋大橋東詰から本川大橋西詰に進む。ここから信濃川左岸堤防上の安田新潟自転車道を北東に進み、千歳大橋、昭和大橋、八千代橋を経て萬代橋西詰に至る。ここから萬代橋を渡り、起点と結ぶ内部一円とする。

#### (3) 面積

596ヘクタール

#### (4) 存続期間

平成26年10月15日から平成36年10月14日まで

#### (5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

### 2 松浜・新潟東港特定猟具使用禁止区域

#### (1) 目的

危険防止のため

#### (2) 区域

北蒲原郡聖籠町網代浜地内の国道113号線と県道網代浜新発田線との交点を起点とし、ここから同県道を南東に進み、第2二本松用水路との交点に至る。ここから同用水路に沿って南西に進み、町道太夫蓮潟新田線との交点に至る。ここから同町道を北西に進み、杉谷内川との交点に至る。ここから同川の右岸沿いに南西に進み、県道島見新発田線に至る。ここから同県道を北西に進み、国道113号線に至り、同国道を南西に進み、横土居地内の臨港道路西埠頭線との交点に至る。ここから同道路を南西に進み、市道豊栄1-796号線、市道北6-42号線を経て、国道113号線との交点に至る。同国道を南西に進み、市道競馬場線1号との交点に至る。ここから同市道を北に進み、市道北4-29号線を経て、敬和学園高等学校前で県道島見濁川線との交点に至る。ここから同県道を西に進み、太夫浜地内を経て再び国道113号線に至る。ここから同国道を西に進み、阿賀野川右岸との交点に至る。ここから同右岸を下流に進み、日本海海岸線に出て海岸線を北東に進み、新潟東港突堤先端に至る。ここから南東に進み、水産物荷さばき所に至り、海岸線を北東に約600メートルを進み、網代浜地内からの浜道に至る。この浜道から町道網代浜居浦浜山線を経て県道網代浜新発田線を南東へ進み、起点と結ぶ内部一円とする。

#### (3) 面積

3,197ヘクタール

#### (4) 存続期間

平成26年10月15日から平成36年10月14日まで

#### (5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

### 3 築地原特定猟具使用禁止区域

#### (1) 目的

危険防止のため

#### (2) 区域

市道築地・村松浜線と県道3号線（新潟・新発田・村上線）の交点築地十字路を起点とし、同県道を南に進み、市道苔実・村松浜1号線の交点に至る。ここから同市道を西に進み、通称日鉾道路の交点に至る。こ

こから日鉱道路を北に進み、市道築地・村松浜線の交点に至る。ここから同町道を東に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

220ヘクタール

(4) 存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

4 三条市中浦ヒメサユリ森林公園特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

三条市中浦地内の県道鹿熊中浦線、市道広田加茂線三叉路を起点とし、県道鹿熊中浦線を西へ約250メートル進みそこから北へ沢沿いに登り、尾根を越えて約500メートル進む。ここから北東の方向へ沢沿いに登り、尾根を越えて約800メートル進み市道広田加茂線に至る。ここから同市道を北へ約100メートル進み、農道中浦26号線との交点に至る。ここから同農道を東に進み、同農道の終点に至る。同農道の終点から沢沿いに東南東へ約650メートル登り、その地点からさらに南西方向三条市中浦、鹿熊の境界の尾根伝いに約1,500メートル進み、県道鹿熊中浦線の峠に至る。同峠より西へ県道鹿熊中浦線を約850メートル下り、起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

140ヘクタール

(4) 存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

5 藤橋遺跡特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

長岡市西津町内の国道404号線と市道深才77号線との交点を起点とし、同国道を南に進み市道西幹線42号との交点に至る。ここから同市道を西北西に進み長岡技術科学大学に至る。ここから同市道を北に進み市道深才84号線との交点に至る。ここから同市道を北東に約70メートル進み市道深才77号線との交点に至る。ここから同市道を東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

33ヘクタール

(4) 存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

6 細越特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

市道細越1号線と主要地方道見附枳尾線との交点を起点とし、同主要地方道を東南東に進み鳴鹿橋北詰の市道嶺崎宮之原線との交点に至る。ここから同市道を西に進み市道細越嶺崎線との交点に至る。同市道をさらに西に進み市道浄水場線を経由して市道細越浄水場線を北に進み観音山山頂に至る。ここから旧市営スキー場との境界を東に進み市道細越1号線に至る。ここから同市道を北東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

43ヘクタール

(4) 存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

- (5) 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器

## 7 三和特定猟具使用禁止区域

- (1) 目的

危険防止のため

- (2) 区域

上越市三和区下中地内の市道三和上越線と市道里五十公野線との交点を起点とし、ここから市道三和上越線を南東に進み県道上越安塚柏崎線との交点に至る。ここから市道井ノ口法花寺線を南に進み市道法花寺田村線の交点に至る。ここから市道法花寺田村線を北西に進み市道里五十公野線との交点に至る。ここから市道里五十公野線を北に進み起点と結ぶ内部一円とする。

- (3) 面積

41.7ヘクタール

- (4) 存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

- (5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 8 関山演習場特定猟具使用禁止区域

- (1) 目的

危険防止のため

- (2) 区域

妙高市大字関山字武蔵野地区と上越市中郷区稲荷山新田字上川原地内との境界の片貝川武蔵野橋を起点とし、ここから同河川を西（上流）に進み、砂防ダム、ベイリー橋、丸木橋を経てさらに西（上流）に進み、三角点（標高892.7メートル）（一本木）から東南東に約350メートル地点で同河川が3つに分割する地点に至る。同地点から見通し線で北北西に約350メートル進み、三角点（標高892.7メートル）（一本木）に至る。同三角点から、陸上自衛隊関山演習場の境界（西北西に向かって直線に伸びる）に沿って見通し線で西北西に約2,280メートル進み、三角点（標高1,091.1メートル）（茶臼岳）に至る。同三角点から、陸上自衛隊関山演習場の境界（北東に向かって直線に伸びる）に沿って見通し線で北東に約2,080メートル進み、途中で澄川を横断し悪水川との交点に至る。ここから同河川に沿って南東（下流）に進み、上越市中郷区地内に入り八代川に至る。ここから同河川を東（下流）に進み、上越エネルギーサービス（株）八代川第三発電所付近で同河川が北東に折れるため、そのまま同河川に沿って北東に進み、上越エネルギーサービス（株）八代川第二発電所からの同社管理道路の橋に至る。ここから同管理道路を東に進み、市道菅沼発電所線に至り、ここから同市道を北東に進む（あわせて陸上自衛隊関山演習場の境界を進むことになる）。ここから同境界に沿って南に進み、十三石川、ウド川を横断する。ウド川を横断した後に、陸上自衛隊関山演習場の境界が東に折れるため、そのまま同境界に沿って東に進む。ここから同境界を東に進み市道元屋敷八方線との交点に至り、ここから同市道を東に進み、中郷区関川地内で県道関山中郷線との交点に至る。ここから同県道を南に進み起点と結ぶ内部一円の区域。並びに陸上自衛隊関山演習場旭B地区、陸上自衛隊関山演習場神奈原1地区、陸上自衛隊関山演習場神奈原2地区及び陸上自衛隊関山演習場ぼうぼう原地区とする。

- (3) 面積

2,102.7ヘクタール

- (4) 存続期間

平成26年11月1日から平成34年10月31日まで

- (5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 9 刈羽新池特定猟具使用禁止区域

- (1) 目的

危険防止のため

- (2) 区域

刈羽村自然観察公園および新池一帯。

- (3) 面積

2.8ヘクタール

- (4) 存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

- (5) 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器